

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農協、営農集団、農業法人・認定農業者 等 〔事業内容〕 以下の取組を支援します。 (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ①先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等) ②高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外(トラック、フォークリフト、動力噴霧機等) (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」メロンの贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウス等の施設及び非破壊糖度計の機械の導入支援。 (3) 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入 ・有機農産物等の生産性、供給力又は品質の向上のために必要な生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材(骨材と被覆材)等の導入支援。 〔主な補助要件〕 (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備 ①受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は農業法人・認定農業者が1戸以上であること。 ②事業費が160万円以上であること。 ③事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、または生産コストの3%削減が見込めること。 (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ①高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・高品質な「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンについて、百貨店、果実専門店等で贈答用として試験販売に取り組むこと。 ②輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。 ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間に於いて輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の試験輸出に取り組むこと。

(3) 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入

①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者

②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること

③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。

④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機農産物等の販売金額、出荷量、平均収量、平均単価のいずれかにおいて、5 %以上の向上が見込めること 等

〔補助率〕

(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内

(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内

(3) 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜G TEL：029-301-3950

農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

儲かる産地支援事業実施要領一部改正のポイント

1 儲かる産地支援事業実施要領

(1) 高品質メロン創出および輸出拡大メニューに関する改正（別表 3、4）

- ア 猛暑の影響により、メロンの安定生産のためには循環扇や環境モニタリング機器の一体的な整備が不可欠であるため、補助対象機械にパイプハウスに附帯する機器、設備を追加（ex：循環扇、温度計など）。
- イ 消費者、販売先の多様なニーズに対応するため、採択基準のツル付きの条件を削除。
- ウ 販売金額、平均単価の向上を目指した販路開拓を目的としているため、成果目標の販路先の条件である「都内高級店」を緩和し、県内外の百貨店、果実専門店等を可とした。

(2) 有機農業メニューに関する改正（別表 5、6）

- ア 国公表の JAS 面積値に、有機農産物に係るほ場のほか、有機飼料用農産物に係るほ場についても含まれるため、有機飼料用農産物を事業対象に追加した。
また、従来の有機農産物の表記では、有機飼料用農産物を事業対象と認識することが困難なため、対象品目を「有機農業で生産された農産物等（以下、有機農産物等）」に変更した（第 2 項目定義、別表 5）。
- イ 従来、評価項目であった「農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者」を事業対象主体等の必須項目に変更した（別表 5）。
- ウ 販売金額や平均収量の向上を目標として事業が活用できるように、成果目標として必須だった有機 JAS 面積の向上を撤廃した（別表 6）。
- エ 従来、生産規模や供給力拡大に繋がる機械のみ対象補助対象であったが、有機農産物の品質向上は更なる販路拡大に繋がると判断されたため、補助対象機械に品質向上に資する機械を追加した（別表 6）

(3) その他軽微修正